



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から徴収が始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出生後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 こども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の支援金額（平均月額）の試算は次のとおりです。
※実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。
国民健康保険【郡上市】：被保険者一人当たり約250円
（18歳未満の被保険者に係る均等割額は全額軽減されます。）
後期高齢者医療制度【岐阜県】：被保険者一人当たり約200円
健保組合：被保険者一人当たり約550円

支援金制度の詳細について
知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度
について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・
子育て支援金制度」
について」



お問合せ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

問 市民生活部市民課（保険年金係） 67-1822